

凡例 時日時 場所 集集合 人対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール

### 岩井橋架替工事に伴う横十間川親水公園の通行規制 4月中旬～平成34年度(予定)

横十間川親水公園をまたぐ岩井橋は、耐震性の向上や老朽化による強度低下が懸念されることから、架替を行います。架替工事に伴い、横十間川親水公園の岩井橋下の園路が通行止めとなります※歩行者および自転車利用の方は、清洲橋通りの横断歩道を現地の案内に従って注意してご通行ください【交通規制期間】4月中旬～平成34年度(予定)※天候等の理由により、期間が変更する場合があります【規制内容】扇橋三丁目～北砂一丁目間の横十間川親水公園の園路(歩行者および自転車)通行止め 間【工事に関すること】東京都第五建設事務所 ☎5875-1464、FAX3637-1584【横十間川親水公園に関すること】区水辺と緑の事務所 ☎5683-5581、FAX5683-5585

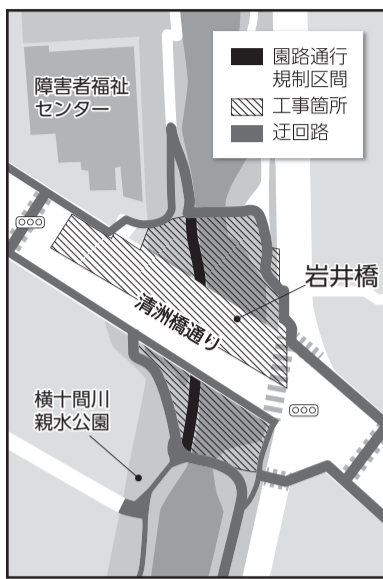


表1 保健相談所一覧

申込・問合せ先	担当エリア
城東保健相談所 (大島3-1-3) ☎3637-6521 FAX3637-6651	亀戸、大島、北砂、東砂1～5丁目
深川保健相談所 (白河3-4-3-301) ☎3641-1181 FAX3641-5557	清澄、常盤、新大橋、森下、平野、三好、白河、高橋、佐賀、永代、福住、深川、冬木、門前仲町、富岡、牡丹、古石場、越中島、千石、石島、千田、海辺、扇橋、猿江、住吉、毛利、東陽、新砂(1丁目1番)、南砂(2丁目1番1号～5号、5番～7番)
深川南部保健相談所 (枝川1-8-15-102) ☎5632-2291 FAX5632-2295	塩浜、枝川、豊洲、東雲、有明、辰巳、潮見、青海
城東南部保健相談所 (南砂4-3-10) ☎5606-5001 FAX5606-5006	東砂6～8丁目、南砂(2丁目1番1号～5号、5番～7番を除く)、新砂(1丁目1番を除く)、新木場、夢の島、若洲

出産後からだの不調や育児不安がある母子に対し、心身のケアや育児アドバイスを実施する宿泊型産後ケアが、産後2か月まで利用可能となり、利用日数も3泊4日までとなりました。詳細は区ホームページをご覧ください

※②③は電話申込可

①は妊娠8か月以降、②③は出産後に保健相談所窓口で

## ゆりがご・江東事業 宿泊型産後ケアの利用期間を延長

区内中小企業のための 人材活用相談窓口を開設

こうとう若者・女性しごとセンターでは、4月から東京都社会保険労務士会江東支部と連携して、人材活用に関する企業相談窓口を開設します。

採用活動の支援に加え、定着や離職防止など、人材活用に関する課題を幅広く解決するため

戸建て木造住宅の耐震助成の拡充

昭和56年以前の木造住宅の耐震化を推進

区では、昭和56年5月31日以前に建築された戸建て木造住宅の耐震化を促進するため、助成を拡充します。

二次診断・補強計画助成の限度額の引き上げ

二次診断・補強計画の助成金

表2 産後ケア事業サービスの種類

サービスの種類	①宿泊型産後ケア	②日帰り型産後ケア	③乳房ケア
対象者	次のすべてに該当する産後2か月未満の赤ちゃんと母親 ○区民で身近に支援者がいない初産婦で、育児不安がある ○医療管理は必要ないが、心身の不調が認められる	次のすべてに該当する産後4か月未満の赤ちゃんと母親 ○区民で育児不安がある ○医療管理は必要ないが、心身の不調が認められる	区民であり、産後4か月未満で母乳育児に心配のある方
利用回数	3泊4日まで1回	1回(必要に応じて2回まで)	1回
利用料金(自己負担)※	1泊2日12,000円、2泊3日18,000円、3泊4日24,000円	3,000円	1,000円

※非課税世帯および生活保護世帯は減免制度あり、多胎の場合加算あり【提供場所】①②契約医療機関等③自宅へ訪問・契約医療機関

昭和45年以前に建てられた木造系の住宅など

区では、老朽建築物の除却に對して、除却費用の一部を助成する制度を設けています。

※申請の際、除却する建築物の耐震性が十分でないことを証明する書類の添付が必要となります。

詳細はお問い合わせください。

【対象建築物】昭和45年以前に建築された建築物で、構造が木造または木造と鉄骨造による混構造。建物の用途が専用住宅、併用住宅、共同住宅または長屋で

## 高校・大学進学を支援

女性活用など人事・労務に関する課題、手続き、法律対応についての相談・支援相談員社会保険労務士など人事・労務、人材活用の専門家

電話でこうとう若者・女性しごとセンター

☎(5836)5161

☎(3647)8581

FAX(3647)8442

住宅系の用途に限りません。

【申請期間】4月3日(月)～平成30年1月31日(水)

【申請対象者】対象建築物の所有者で個人の方に限ります。

【助成額】除却工事費用の2分の1(50万円が上限)

【建築調整課建築防炎係】

☎(3647)9764

FAX(3647)9009

の2分の1、助成限度額150万円)について、4月受付分から、高齢者世帯(助成対象建築物に居住する建物所有者またはその建物所有者の三親等内の同居する親族が満65歳以上)の助成割合を2分の1から3分の2に引き上げます。

※そのほかの条件もありますのでお問い合わせください。

【建築調整課建築防炎係】

☎(3647)9764

FAX(3647)9009

学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付

入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に對し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。制度の詳細はお問い合わせください。

【次のすべてに該当し、中学3年生、高校3年生等のことも(20歳未満)を養育している方】

○世帯の生計の中心者

○世帯収入が一定基準以下である(給与収入・年金収入がある場合は表1、事業所得等がある場合は表2参照)

○預貯金等資産の保有額が60万円以下である

○土地・建物を所有していない(現在住んでいる住宅土地は除く)

○貸付対象者および養育している子どもがともに都内に1年以上居住している

○生活保護世帯でない

○本資金の連帯保証人になっていない

○他の公的資金の返済を滞納していない

※その他、連帯保証人等の条件あり

【貸付金の対象範囲・金額】

○学習塾等受講料・学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室にかかる受講料。中学3年生・高校3年生等とも20万円まで(上限)

○受験料・高校、大学、専修学校、各種学校の受験料(上限あり)

【返済の免除】子どもが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。

【受付時間】平日午前9時～正午午後1時～5時

【受験生チャレンジ支援貸付相談窓口(区役所2階福祉事務所)所入口すぐ、保護第一課隣】

☎(3647)9660

FAX(3647)9663

表1 総収入の目安

世帯人数	総収入/給与収入等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人(単身)	1,797,000円	1,797,000円
2人	2,717,000円	3,018,000円
3人	3,343,000円	3,788,000円
4人	3,864,000円	4,415,000円
5人	4,415,000円	4,832,000円
6人	4,983,000円	5,412,000円

※収入から家賃(一定額)を控除できる場合があります。詳細は窓口へご相談ください。

表2 総所得の目安

世帯人数	総所得/事業所得等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人(単身)	1,078,000円	1,078,000円
2人	1,722,000円	1,933,000円
3人	2,160,000円	2,850,000円
4人	2,551,000円	2,992,000円
5人	2,992,000円	3,325,000円
6人	3,446,000円	3,789,000円